52　放射線を遮蔽するように設計した窓であって、次の(1)から(3)までの全てに該当するもの又はその窓枠
(1)　コールドエリア側に露出する面の面積が0.09平方メートルを超えるもの
(2)　密度が１立方センチメートル当たり３グラムを超える材料を用いたもの
(3)　厚さが100ミリメートル以上のもの
53　放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ（レンズについては、全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるものに限る。）
54　トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が1,000分の１を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、１装置当たりの放射能の総量が1,480ギガベクレル未満のものを除く。）
55　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　トリチウムの製造用（濃縮用を含む。）、回収用又は貯蔵用に設計した装置
(2)　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの((1)に該当するものを除く。）
ア　水素又はヘリウムを零下250度以下の温度に冷却することができる冷凍装置であって、冷凍能力が150ワットを超えるもの
イ　水素の同位元素の貯蔵用の装置であって、金属水素化物を貯蔵のための媒体として用いるもの
56　重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの
57　ヘリウム３の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム（容器又は装置に密封されたヘリウム３であって、その重量が１グラム未満のものを除く。）
58　レニウム、レニウムの含有量が全重量の90パーセント以上の合金又はレニウム及びタングステンの含有量が全重量の90パーセント以上の合金であって、質量が20キログラムを超え、かつ、内径が100ミリメートル超300ミリメートル未満の円筒形のもの
59　防爆構造の容器であって、爆発物又は爆発装置の試験に用いるために設計されたもののうち、次の(1)及び(2)に該当するもの
(1)　トリニトロトルエン２キログラムと同等以上の爆発を十分に封じ込めるように設計したもの
(2)　当該試験による分析情報又は測定情報を伝達することができる構造又は特性を有するもの
60　フッ素系潤滑剤
61　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次の(1)及び(2)に該当するもの
(1)　厚さが0.05ミリメートル以下のもの又は高さが25ミリメートル以下のもの
(2)　次のいずれかの材料で構成されるもの
ア　鉄、クロム及びコバルト
イ　鉄、コバルト及びバナジウム
ウ　鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
エ　鉄及びクロム
62　レーザー溶接機
63　ミグ溶接機（出力が直流180アンペア以上のものに限る。）
64　プラズマ切断機
65　放射線の検出、監視及び測定に用いられる装置
66　放射線画像撮影装置（エックス線変換器を含む。）又はストレージフォスファイメージングプレート（医療用に特に設計したエックス線装置に供するものを除く。）
67　粒子加速器
68　フロン類及び冷却水による冷却システムであって、冷却能力が連続的に29.3キロワット以上のもの
69　硬化鋼又はタングステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直径が３ミリメートル以上のもの
70　リン酸トリブチル
71　硝酸濃度が20質量パーセント以上の水溶液
72　フッ素（民生用のもの（フロン類を含む冷媒及び歯磨粉に用いられるフッ化物に供するものを含む。）を除く。）
73　ベローズシール弁
74　オーステナイト系ステンレス鋼（米国鉄鋼学会規格304番及び316番の鋼を含む。）で構成される鋼板、弁、配管、タンク又は容器（弁又は配管については直径が８インチ以上であって、かつ、定格圧力が500重量ポンド毎平方インチのもの及びタンク又は容器については容量が500リットル以上のものに限る。）
75　モネルで構成される装置（弁又は配管であって、直径が８インチ以上で、かつ、定格圧力が500重量ポンド毎平方インチのもの及びタンク又は容器であって、容量が500リットル以上のものを含む。）
76　電気めっき用の装置であって、ニッケル又はアルミニウムで被覆するために設計したもの
77　真空弁、真空配管、真空フランジ若しくは真空ガスケット又はその関連装置であって、0.1パスカル以下の高真空下において用いることができるように設計したもの
78　遅延時間の発生又は時間間隔の測定に用いられる電子式の装置であって、合成出力周波数が31.8ギガヘルツ以上で、かつ、出力が100ミリワット以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの
(1)　１マイクロ秒以上の時間間隔で分解能が50ナノ秒以下のデジタル遅延時間発生器
(2)　３以上のマルチチャンネル方式若しくはモジュール方式の時間間隔測定器又は１マイクロ秒以下の時間間隔で分解能が50ナノ秒以下の時間測定装置
79　クロマトグラフ又は分光光度計
80　検出された信号の発生源の方位を検出し、分類し、及び決定する地震検出装置又は地震貫入検出システム
81　次のいずれかを内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
(1)　1(1)から(3)まで若しくは(5)、２から５まで、６（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）、７、８(1)、10(1)、11若しくは12のいずれかに該当する物資の設計、製造又は使用に係る技術
(2)　８(2)若しくは(3)、13、15、16（(1)を除く。）、17、18、19(1)若しくは(2)ア若しくはウ、32若しくは33のいずれかに該当する物資を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
(3)　14に該当する物資を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム（数値制御コードを生成するパートプログラム作成用のプログラムであって、種々の部品を加工するために装置を直接使用することができないものを除く。）又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）
(4)　６（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、８(2)若しくは(3)、９、10(2)、13から49まで若しくは52から59までのいずれかに該当する物資の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
(5)　周波数変換器（８(2)に該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、８(2)に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード
(6)　８(2)に該当する物資の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム
(7)　高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（44に該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、44に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード